

別記

岩手県農業研究センター高圧受変電設備機器PCB含有検査業務仕様書

1 総則

岩手県農業研究センター高圧受変電設備機器PCB含有検査（以下「委託業務」という。）については、この仕様書に定めるほか、電気事業法（昭和39年法律第170号）同施行規則（平成7年10月18日、通商産業省令第77号）に基づき誠実に実施するものとする。

2 業務内容

(1) 高圧受変電設備機器（以下「コンデンサ」という。）交換業務

以下のコンデンサ6台の交換を行う。（詳細は、設計書及び図面を参考とすること。）

No.	箇所名	住所	仕様
1	B・C地区高圧受変電設備	北上市成田 20-1	高圧コンデンサ 6600V 3φ 100kVar
2	D地区高圧受変電設備	北上市成田 20-1	高圧コンデンサ 6600V 3φ 75kVar
3	E地区高圧受変電設備	北上市飯豊 2-70	高圧コンデンサ 6600V 3φ 100kVar
4	E地区高圧受変電設備	北上市飯豊 2-70	高圧コンデンサ 6600V 3φ 30kVar
5	農業科学博物館高圧受変電設備	北上市飯豊 3-110	高圧コンデンサ 6600V 3φ 50kVar
6	農業ふれあい公園高圧受変電設備	北上市飯豊 3-110	高圧コンデンサ 6600V 3φ 20kVar

(2) 使用済コンデンサのPCB含有検査

(1)により排出された使用済コンデンサ6台について、PCBの含有検査を行うこと。

3 現場代理人及び主任技術者の設置

受注者は建設業法に基づき、本修繕における現場代理人及び主任技術者を定め、発注者に提出するものとする。

4 届出手続等

施工上必要な届出、手続等は速やかに行い、その費用は全て受注者の負担とする。

5 発生材の処理

(1) 本委託業務に関わる発生材（使用済コンデンサ及びPCB含有検査に伴い発生する廃棄物を除く）は、関係法令等に従い適正に処理するとともに、マニフェスト票が必要となった場合は提出すること。

(2) PCBの含有が疑われる発生材（使用済コンデンサ及びPCB含有検査に伴い発生する廃棄物）は、別途指示する場所（岩手県農業研究センター敷地内）に移動するものとする。

6 提出書類等

(1) 本委託業務が完了したときは、完成図、機器完成図、状況写真及びPCB含有分析結果報告書（任意様式）を各1部提出すること。

(2) その他必要な書類については、発注者と打合せのうえ決定するものとする。

7 その他

(1) 施工及び資材搬入にあたっては、事前に発注者と協議を行った上で、安全対策に十分配慮すること。

(2) 施工に際しては、細心の注意を払うものとし、万一、建物や設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復するものとする。

(3) 作業箇所の周辺は常に整理整頓を行い、農業研究センターの執務に支障がないよう留意すること。

(4) 本修繕に係る電気、水道の使用については、発注者が負担するものとする。必要に応じて、駐車場、トイレの利用も可とする。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議して定めるものとする。